

地方独立行政法人茨城県西部医療機構 2023 年度計画

前文

2023（令和 5）年度は、引き続き 2 次救急医療への対応を継続しつつ、国による新型コロナウイルス感染症対応に係る方針を注視し、医療提供体制の再検討を図る。

また、来年度よりスタートされる医師の働き方改革については、診療体制の検討を行い、政策医療や地域包括ケアシステムに貢献するため、地域医療機関との連携強化に一層努める。

筑西診療所においては、引き続き地域のニーズを的確に把握し、在宅医療の充実を図る。

また、新たに中期計画に位置付けした、健診センター建設に向け筑西市の重点プロジェクトの予防医療推進整備事業において利用者を増やすべく施設の充実を図るよう建設計画を推進する。

特に法人としては、継続的な課題である人材確保について、コロナの臨時的措置の終了を見据えた病院経営のためにも最優先課題として取り組み安全・安心で質の高い医療を提供し、経営基盤の強化を図る。

2023（令和 5）年度の年度計画を達成するに当たっては、次の点に留意する。

- ① 人材確保の更なる充実を図り、質の高い医療の提供に取り組む。
- ② 政策医療を担う公的病院として、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応を行う。
- ③ 迅速性、柔軟性を発揮し、人材及び物的資源を最大限に活用し、経営改善に努める。
- ④ 健診センター整備に向け必要な準備を計画的に進める。
- ⑤ 2024年度からスタートする医師の働き方改革についても部分宿直の導入検討など対応準備を進めていく。

第 1 2023年度計画の期間

2023（令和 5）年 4 月 1 日から 2024（令和 6）年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

第 2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービスの向上

(1) 患者中心の安全で心のこもった良質な医療の提供

- ・ 入院患者やその家族が安心して医療を受けられるよう活用するため更なるクリニカルパスの充実を図る。
- ・ 適切なインフォームドコンセントを得られるよう配慮し、患者の意思尊重される医療を提供する。
- ・ 社会情勢・医療環境に即した病床機能の在り方、特に新型コロナウイルス感染症の流行状況についても配慮しながら、柔軟に対応する。
- ・ 当院ホームページや各種メディアを活用し最新情報を更新する。また、広

報紙「にじいろ」を作成し、住民向けの情報発信を行う。ニュースレター「西部メディカル通信」を医療機関向けに発信する。

- ・ 患者総合支援室の専従看護師と社会福祉士における入退院支援の充実を図り退院後の療養生活まで切れ目のない支援を行い、幅広い相談支援を行う。これを基に紹介患者の増加・逆紹介の定着を図る。
- ・ 医療安全体制のさらなる充実を図り、当院を安心して利用できるよう配慮する。

(2) 急性期を中心に地域特性を反映する医療の提供

- ・ 救急医療や新興感染症に対する医療体制を充実させ、あらゆる状況に柔軟な対応する。
- ・ 全職種が救急医療の知識や技能の向上のため、BLS講習を実施していく。
- ・ さくらがわ地域医療センターなど地域の医療機関と連携し、24時間365日救急医療の提供を継続する。
- ・ 受入れ困難な重症患者は、県主導で導入した遠隔画像診断が可能なツールを用い、大学病院や救命救急センターなどの、二次医療圏を超えた高次機能病院との連携を図る。

(3) がん、脳疾患、心疾患、糖尿病への対応

- ・ がんについては、消化器癌全般の診断から治療までの拡充を図る。診断機器を用いた迅速な診断及びに腹腔鏡を用いた体にやさしい外科的治療及び術後化学療法を推進する。また、地域完結型診断・治療を目指す。さらに、早期発見及び予防に向けての啓発活動に取り組む。
- ・ 脳疾患については、ICT（JOIN）を継続活用した連携として、JOINを利用した高次機能病院との連携を行う。
- ・ 心疾患患者対応にむけた体制構築を図り、診療体制・検査体制の充実を図る。心疾患に対する地域の住民含む患者や医療機関スタッフへの啓発を行う。
- ・ 心不全患者の看護に携わる看護師に対する心不全教育を実施し、知識・看護スキルの向上に努める。
- ・ 増加する心エコー検査に対応するため、心エコー検査を行うことができる臨床検査技師を育成する。
- ・ 神経難病患者や重度心身障害者の急性期及び慢性期のコントロールタワーとしての体制整備を行う。
- ・ てんかんをはじめとする発作性神経疾患の初期診断及びけいれん発作時の受け入れ体制を整える。
- ・ 糖尿病については、2人主治医制を推進し、2人目の主治医として、コントロール不良時の治療や合併症の精査に関わっていく。
- ・ 糖尿病患者に関わる看護師を含む職員に対し、糖尿病に関する研修を行い、基礎知識を定着させる。

(4) 救急医療の取組

- ・ 24時間365日救急医療を提供するとともに、地域メディカルコントロール協議会検証会に積極的に参加する。
- ・ 救急外来及びHCUが救急センターとして、重症患者の救急受け入れから入院治療へと、より緊密かつ有機的な対応を行う。
- ・ 院内外の医療従事者の救急医療に関する知識・技能の向上を図るため、WEBを活用ながら、救急勉強会を継続して開催する。

〔指標〕

年 度	2023
項 目	
救急搬送応需率	90%

(5) 災害拠点病院としての災害への取組

- ・ 災害拠点病院として、大規模災害の発生時に、DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣又は受入が迅速に実施できるよう、日頃から実動訓練やDMAT隊員研修等に参加するとともに、DMAT隊員の増員を図り災害医療体制を確立する。
- ・ 法人単独の火災訓練を年2回実施し、さらに地域の医療機関、行政、消防機関及び地域住民等と防災訓練等を実施し連携体制を構築する。NBC（核、生物、化学）事案への対応体制についても充実を図る。
- ・ 災害拠点病院の備えとして、BCP（業務継続計画）、院内マニュアルを継続的に見直し、設備、装備、備蓄品を確保整備し、定期的に見直し更新を行う。これを訓練等の検討結果等をマニュアルに反映させ災害時の多数傷病者等受入体制を強化する。

(6) 小児医療への取組

- ・ 臨床研究会や連携懇話会などを開催し、顔の見える連携をとることで、患者増に繋げていく。
- ・ 入院可能な体制を活かし、アレルギー負荷試験や検査入院を積極的に受け入れていく。
- ・ 地元医師会や小児救急中核病院等、小児救命救急センターとの連携を強化していく。また、在宅療養支援診療所との連携を図りながら、在宅医療を支援し、レスパイト入院を積極的に受け入れる。

(7) 地域包括ケアシステムの推進

- ・ 患者総合支援室の専従看護師と社会福祉士が医師や病棟看護師、薬剤師など多職種との定期的にカンファレンスを行い、患者・家族の状況に即しDPCの退院期間を念頭に入れた支援をしていく。
- ・ 専門チーム等と各部署の看護師をつなぐ（リンクさせる）役割を持つリンクナースを病棟に配置し、スムーズな退院支援を提供する。
- ・ 自宅以外の入退院先となる介護保険施設等とも連携を深め、在宅療養と

施設への入所を踏まえた支援を行う。

- ・ 筑西診療所は、在宅医療への移行支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りにおいて、茨城県西部メディカルセンター及び地域の医療機関等と連携し、適切に対応する。
- ・ 在宅医療に参入又は拡充に取り組む医療機関等の連携を図るため、グループ化し、地域の医療機関と訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、調剤薬局等で情報共有し、在宅医療を提供する切れ目のない診療体制を構築する。
- ・ 地域の医療機関を含む連携機関との意見交換を含めた研修会を開催し、医療・保健・福祉の地域の質の向上を図る。

(8) 感染症への対応

- ・ 平時における感染症対策の強化にむけて、標準予防策の継続的な教育、指導を行う。
- ・ 手指消毒使用量について、部署ごとに使用基準値を設定、評価と再設定を繰り返し行うことで、感染対策への意識付けと使用量増加に繋げ、感染症拡大を防ぐ。
- ・ サーベイランス等のモニタリングを実施することで、感染症の早期発見に努め、検出された菌の分析を実施し、必要に応じてフォローの培養検査を実施。感染対策の強化へと繋げていく。
- ・ 院内水回りの環境整備を継続し、必要に応じて環境調査を実施する。
- ・ 新興感染症に対し、行政や関係機関と連携を図り、病院内の感染対策強化を行うとともに、県や筑西市等関連自治体からの要請に応じて、感染症患者の受け入れを可能な範囲において最大限行えるよう感染症対応体制を整える。
- ・ 保健所と連携し、感染対策部のリーダーシップのもとに各種感染症に関わる患者の診察、検査、入院治療等の対応を行っていく。
- ・ 感染症に対する最新知見を含めた情報収集を行い、迅速な対策方針が決定できるよう院内の体制を整備する。
- ・ 保健所や関係医療機関との連携を図り、情報共有を行い、地域の中核病院の役割に応じた感染症医療を提供できる体制を整備するとともに、地域における感染症対応力の向上を図る。
- ・ 感染症対策において地域の中心となる病院を目指し、感染対策向上加算連携を通して、地域に向けた感染対策に関する情報発信や教育、指導ができる体制を構築する。
- ・ 災害時の感染症医療にも対応できる体制を構築・整備し、関係機関と連携を図る。

2 医療提供体制の整備

(1) 優秀な医療スタッフの確保

- ・ 労働環境の改善、役職者等の教育研修の充実を図り、魅力ある組織づくりを行い職員確保に努めていくほか、医療スタッフ確保のために策定した奨学金制度や支援金制度等の見直しを行う。また、入職後のミスマッチを防ぐため総合的に採用試験や求人方法の検討を行い、優秀な医療スタッフの確保を図る。

ア 医師の確保

- ・ 関連大学や茨城県への働きかけのほか、地域臨床教育センターや寄附講座を活用し、医師の確保を継続する。併せて、医師事務作業補助者や特定看護師の育成を継続し、医師事務のタスク・シフト/シェアを進め、勤務環境の改善に取り組む。また、臨床研修協力型病院及び研修連携施設として臨床研修医・専攻医を積極的に受け入れ、育成に努める。筑西市への要望と協議を行い、寄附講座を活用する。また、必要に応じ紹介会社を活用する。

イ 看護師の確保

- ・ 昨年に引き続き、看護部の PR 動画を就職説明会やホームページ、看護師求人サイトで広く看護部の魅力を発信し、効果的な採用活動を実施するとともに、年間をとおしてインターンシップや実習生を受け入れ、看護師確保に努める。また、新卒者へのアンケートまたは面談を行い、当機構の求人を知った経緯や入職を決めた理由などをヒアリングし今後の採用活動の強化を図る。

ウ 医療技術職員等の確保

- ・ 教育機関や出身校との連携を密にするため学校訪問を行い、インターンシップや実習生の受け入れ、採用活動に有効な情報収集に努める。また、医療技術職員の募集は常に若干名であることから人材紹介会社の活用のほか、他病院から採用に効果的だった事例を収集し人材確保に努める。

〔指標〕

年 度 項 目	2023	年 度 項 目	2023
医師	36 人	理学療法士	13 人
看護師	181 人	作業療法士	8 人
薬剤師	12 人	言語聴覚士	4 人
臨床検査技師	17 人	臨床工学技士	4 人
診療放射線技師	14 人	管理栄養士	4 人

(2) 医療スタッフの専門性・医療技術の向上

- ・ 職責に応じた業務に必要な知識の習得を図るため、昨年度開催した階層別役職者研修の内容を検討し、役職者研修の更なる充実に努める。

- ・ 研修参加支援を活用し、積極的に外部研修や Web 研修を奨励する。また、規程にない研修参加費用や認定資格取得のための助成についても都度、柔軟に検討し職員の育成及び医療の質の向上に努める。

〔指標〕

年 度		2023
項 目		
認定看護師新規取得者数		1 人
臨床指導者		2 人
認定看護管理者	ファースト	2 人
	セカンド	0 人
	サード	0 人

(3) 多職種連携に基づくチーム医療の実践

- ・ 入院時から円滑な退院支援の準備を進めるために、リンクナースを中心に多職種カンファレンスの充実を図る。
- ・ 各職種がチーム医療の充実を図り、入院から退院まで切れ目のない連携と入退院支援を実施する。
- ・ 栄養サポートチーム（NST）、感染対策チーム（ICT）、褥瘡対策チーム（PUT）の活動は、各委員会活動を中心として積極的に実践する。

3 患者・住民サービスの向上

(1) 患者及び患者家族の満足度向上への取組

- ・ 総合受付及び入院病棟に設置する意見箱のほか、公式ホームページからも意見及び要望を受け付ける。改善策の検討及びに実施について迅速に取り組み、状況を意見の内容と併せ内外に向け発信する。
- ・ 入院患者及び外来患者に対する満足度調査を実施し、過去の調査結果との比較検討を行ったうえで「総合的な満足度」の「不満足」となった事項を中心に改善に取り組む。
- ・ 洗練された接遇が定着するよう身だしなみチェックを定期的の実施するほか、全職員を対象とする接遇研修会を年 2 回実施する。

(2) 利便性及び快適性の向上

- ・ 清掃業務、警備業務及び施設管理業務等が適切に実施されるよう委託業者を管理すると共に、患者プライバシーにも配慮した環境整備に努める。
- ・ 駐車場や病室、待合室をはじめとする来院者の利用に供する設備を中心に、必要に応じて修繕や改修を行う。
- ・ 定期的の実施している待ち時間調査を継続して実施し、外来診療の午後への移行を継続して検討する。
- ・ 公共交通の整備については、行政（市）等関係機関と協議のうえ協力を依頼する。

(3) 健康増進、疾病の予防及び予防医療の活動

- ・ 院内に設置されている筑波大学ヘルスサービス開発研究センター筑西市研究室と協働し、住民に対する生活習慣病や予防医学についての講演会を実施する。なお、実施にあたっては新型コロナウイルス感染症の流行状況を勘案し検討のうえ、決定する。また、筑波大学が実施している「筑西次世代多目的コホート研究」に参画し協働して、疾病傾向と予防について啓発活動に取り組む。
- ・ 人間ドック・健康診断については、Web予約システム等を活用し、新規受診者の確保に努める。平行して午後利用者を増やす為の方策として、広報活動に努める。
- ・ 2025年度オープン予定の健診センターについて、準備を進め、実施設計に着手する。また、受診者確保に向けて各健康保健組合指定施設認定を受けるための営業活動を開始する。
- ・ 病院広報紙「にじいろ」を年3回程度発行すること及びホームページ、院内掲示を活用して、病院の診療状況等を積極的に分かりやすく周知していく。

(4) 病児保育への取組

- ・ 受入実施地域への巡回支援の他、保育施設へのパンフレットや感染予防などを記載した病児保育だよりの配布を年間4回程度の配布を予定している。

4 地域医療連携の強化

(1) 地域医療機関、かかりつけ医との連携（2人主治医制）

- ・ さくらがわ地域医療センターとは定期的に連携会議を開き、緊密な情報共有を図り、患者の紹介逆紹介を積極的に行う。
- ・ 地域医療支援病院として、地域の医療機関との連携を構築するため、臨床研修会など地域の医療従事者を対象とする研修会を開催する。
- ・ 地域の医療機関と機能分担を図り、2人主治医制を推進する。また、在宅療養支援病院との連携を強化し、後方支援病院としての機能を果たしていく。

(2) 地域医療支援病院としての取組

- ・ 二次救急としての急性期医療、24時間365日急患受入れ態勢を継続する。
- ・ 地域の医療機関からの紹介患者を受入れ、急性期医療ののち、患者を元の医療機関へ逆紹介する。
- ・ 近隣の医療従事者の資質向上のための勉強会を毎月1～2回開催し、Webでの参加を積極的にPRする。また、症例検討会や懇話会などを開催し、顔の見える連携をとっていく。診療科、対応可能疾患についても紹介する。
- ・ CTやMRIなどの機器がない近隣医療機関のために、撮影のみの機器共同利用の増加を目指す。

5 信頼性の確保

(1) 医療安全対策等の徹底

- ・ 患者や病院職員の安全確保のため、インシデント事例等の医療安全に関する情報収集・分析を行い、医療安全対策に関わる委員会と連携し医療事故発生防止に努める。
- ・ 事故防止成功体験としてのレベル0報告を推進、報告件数を増やす。
- ・ 医療安全対策研修年2回以上、事例報告分析に基づいた内容で計画し実施する。

〔指標〕

年 度	2023
項 目	
インシデント報告数	800 件以上

(2) 法令、行動規範、病院理念等の遵守

- ・ 法人を取り巻く関係法令等が改正された場合には情報収集と併せて法人内部の規定をはじめとする内部規則を修正し、業務運用を改める。
- ・ 個人情報保護法改正に伴い、全職員に周知し、ホームページ等にプライバシーポリシーを掲載する。また各関係法令や法人規程に基づき対応遵守する体制を構築する。
- ・ 関係法令について情報収集を行い、遵守する体制を整える。

(3) 地域や関係者にかかれた医療施設としての取組

- ・ 市民健康講座を開催し、地域住民に対し健康や医療・疾病予防について普及啓発する。
- ・ 臨床研究会や地域医療連携懇話会などを開催し、他施設の医療従事者との顔の見える連携、情報共有を図る。また、医師会との懇話会を通じ、二人主治医制を含めた当院と地域の医療機関との連携について意見交換を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じ、病院主催のイベント（病院フェスタや季節の行事等）をオンラインも含め定期的で開催する。
- ・ ボランティアの受入れを行うが、新型コロナウイルス感染症の状況をみて活動範囲の検討を行う。
- ・ 地域住民や関係者と問題意識を共有するため、公式ホームページ、病院広報紙及び市広報誌その他メディアを広く活用して積極的な情報発信に努める。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 地方独立行政法人としての業務運営及び管理体制の構築

(1) 効率的な運営及び管理体制の確立

- ・ 理事会の決定事項の院内周知及び実施のため、管理職が中心となる執行部会議、医師全体会及び診療連絡会議を継続して開催し運営する。

- ・ 職員の能力を発揮しやすくするために能力や個性、適性に応じて職員配置を行い、業務の効率化を図る。
- ・ 月次の残高試算表等の収支報告や診療連絡会を通じて経営分析や計画の進捗状況の定期的な把握と改善に努める。
- ・ 診療連絡会議を通じて病院経営の状況を発信し、併せて各部署において取り組みを検討し実践できるスキーム作りに取り組む。

(2) 事務職員の職務能力の向上

- ・ 外部研修やWeb研修を奨励するとともに役職者研修を行い人材の育成、職務能力向上に努める。また、他医療機関での経験者を積極的に採用し、病院運営における即戦力として活躍できる人材の確保に努める。
- ・ 役職者研修により、経営感覚とコスト意識を有し、強いリーダーシップを兼ね備えた職員の育成を図る。

2 勤務する職員に魅力ある病院づくり

(1) 意欲を引き出す人事給与制度の整備

- ・ 人事評価を4回実施した結果、現行の人事評価では被評価者と評価者が面談をとおして設定する個人目標の設定方法や難易度の設定が難しく、公正な評価が困難であるという目標管理制度特有の問題に直面している。そのため、現状に見合った人事評価表にすべく、外部講師を活用しながら評価表の検討を行う。

(2) 職員満足度の向上

- ・ 開院当初からの看護師不足を改善すべく、今年度は看護職へのアンケートを中心に行い、看護職の意識を『見える化』し、モチベーション向上や看護師採用、離職防止に向けての課題を発見し、対応策の立案へ結びつける。

(3) 働き方改革への取組

- ・ 長時間労働改善のため労働の質を向上させ、一人ひとりの生産性を高めていけるよう努める。また、業務負担の軽減や平準化を図るため他職種へのタスク・シフト/シェアを推進するとともに、幅広い年代を雇用対象とすることで事業活動に必要な労働力を確保し、総労働量の維持に努める。また、医師の夜間勤務に関して実労働時間の調査や部分宿直導入の検討を行い医師の働き方改革を推進する。
- ・ 家族形態や職員の働き方及び子どもを取り巻く環境が多様化しているため、院内保育室や病児保育室と連携を密にとりニーズに応じた柔軟な運用に努める

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経営基盤の構築

- ・ 地方独立行政法人として、公共性、透明性及び自主性が確保されるとともに、機動的で柔軟な病院経営を行い地域における役割と責任を果たすため、法人の自主的な業務運営により安定した経営基盤を構築する。

- ・ 迅速な意思決定や柔軟な人事給与制度、民間的経営手法の導入等といった地方独立行政法人制度の利点を最大限に発揮し、収益確保及び費用節減に取り組む。
- ・ 経営収支の改善、医療を取り巻く環境の変化に対応しつつ、戦略的な病院経営を行い、単年度収支及び中期計画の資金収支の改善に努める。また、市からの運営費負担金の交付のもとで不採算医療や政策医療を含めた病院としての役割をしっかりと果たすとともに、増収対策や費用の削減をもって安定した経営の基盤を確立し、より自立した経営の実現を目指す。
- ・ 感染症の状況を踏まえ、病床稼働と収支の適正化を図りそれに見合った人材配置を行い経営の安定化を図る。

〔指標〕

年 度	2023
項 目	
経常収支比率	98.5%
医業収支比率	85.4%

※予算・収支計画・資金計画は、別表のとおり

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

- ・ 医療機関からの診療情報提供書へ迅速に返信し、紹介元の医療機関からの信頼を得て、新たな紹介患者へと繋げることにより入院患者数を確保する。また、病棟の再編を検討し、病床利用率を高い水準で運営する。そのためにはチーム医療で入退院支援に取り組める様、リンクナース等を活用する。
- ・ 2022年診療報酬改定による新規項目、新規加算を精査し、算定することにより収入増を図る。
- ・ 診療報酬請求に係るチェックソフトの更新、職員のチェック体制を強化により、請求漏れや査定減を防止する。
- ・ 未集金対策強化のため、患者への電話連絡、督促状の送付を実施する。また、継続的に回収作業を行い、未収金が発生しない体制を構築する。

〔指標〕

年 度	2023
項 目	
1 日平均入院患者数	170 人
入院診療単価	49,860 円
平均在院日数（一般病床）	14 日
病床利用率（%）	83.7%
1 日平均外来患者数	350 人

外来診療単価	13,000 円
--------	----------

※2023 年度の指標は 203 床を想定

(2) 費用の節減

- ・ 医療材料については同種同効品を統一する等、SPDを活用のうえ各業者と価格交渉を行い、費用削減に繋がるよう院内運用を再検討する。医薬品については公的病院経営強化ガイドラインの後発薬品の使用割合を参考に、積極的に新規採用し費用の削減を図る。
- ・ 固定費用のうち委託費用を中心に精査を行い、契約仕様を再検討しながら支出の削減に努める。
- ・ 黒字化病院の指標を参考に、費用に対する経営に関する情報を委員会等において各部門に情報提供し、経費削減に努め効率的な病院経営を行う。
- ・ 公的病院経営強化ガイドラインの経費削減に関わるものを参考に、材料費・医薬品費・委託費・減価償却費など、医業収支比率との割合を意識し費用節減を行う。

〔指標〕

年 度	2023
項 目	
人件費対医業収益比率	73.6%

3 計画的な投資と財源確保

- ・ 中・長期的な視点で更新及び購入が必要な医療機器等について、その緊急性や必要性、投資効果等も調査したうえで、更新計画の作成に着手する。また、将来必要となる設備投資に向け財源確保及び資金計画を検討する。
- ・ 人材育成においては、特定の看護分野における熟練した看護技術及び知識を用いて水準の高い看護が提供できるよう、引き続き認定看護師資格取得に対する支援を図る。

第 5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためにとるべき措置

1 環境問題への取組

- ・ 法人の活動が環境へ与える影響を職員一人一人が認識できるよう、情報の発信を行う。
- ・ エネルギーの利用にあたっては再生可能エネルギーの活用を視野に入れる
- ・ 各部署においてリサイクル可能な資源ごみを分別できる環境を継続して整える。また、処理業者に提出した資源ごみのリサイクル状況を調査する。
- ・ プラスチック廃棄物をリサイクルするための環境整備に努める。
- ・ 法人の環境問題への取り組みについて広報する。

第 6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算 2023（令和5）年度

（百万円）

区分	金額
収入	
営業収益	5,100
医業収益	4,532
運営費負担金	252
補助金等収益	316
営業外収益	41
運営費負担金	25
その他営業外収益	16
資本収入	560
運営費負担金	316
補助金等収益	102
長期借入金	142
設立団体出資金	0
計	5,701
支出	
営業費用	5,095
医業費用	4,597
給与費	2,839
材料費	817
経費等	935
研究研修費	6
一般管理費	498
営業外費用	25
資本支出	581
建設改良費	244
長期借入金償還金	17
移行前地方債債務償還金	316
長期貸付金	4
計	5,701
予算収支	0

（注）それぞれ四捨五入により、端数において合計と一致しないものがある。

〔人件費の見積り〕

- ・ 人件費の見積りについては、総額 3, 3 3 8 百万円支出する。この額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものとする。

〔運営費負担金の見積り〕

- ・ 運営費負担金の見積りについては、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」（総務省自治財政局通知）に準じて算定した額とする。
 なお、建設改良費及び償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成とする。

2 収支計画（2023 年（令和 5）年度）

（百万円）

区分	金 額
収入の部	5,751
営業収益	5,710
医業収益	4,538
運営費負担金収益	562
補助金等収益	316
資産見返補助金戻入	294
営業外収益	41
運営費負担金収益	25
その他営業外収益	16
支出の部	5,839
営業費用	5,813
医業費用	5,315
給与費	2,840
材料費	826
経費等	939
減価償却費	704
研究研修費	6
一般管理費	498
営業外費用	25
臨時損失	1
純利益	▲88
目的積立金取崩額	0
総利益	▲88

（注） それぞれ四捨五入により、端数において合計と一致しないものがある。

3 資金計画（2023（令和 5）年度）

（百万円）

区分	金 額
資金収入	5,701
業務活動による収入	5,141
診療業務による収入	4,532
運営費負担金による収入	277
補助金等による収入	316

その他の業務活動による収入	16
投資活動による収入	418
運営費負担金による収入	316
その他の投資活動による収入	102
財務活動による収入	142
長期借入れによる収入	142
設立団体からの出資による収入	0
資金支出	5,701
業務活動による支出	5,120
給与費支出	2,839
材料費支出	817
その他の業務活動による支出	1,464
投資活動による支出	248
有形固定資産の取得による支出	244
その他の投資活動による支出	4
財務活動による支出	333
長期借入等の返済による支出	17
移行前地方債償還債務の償還による支出	316
資金収支	0
次期中期目標の期間への繰越金	1,420

(注) それぞれ四捨五入により、端数において合計と一致しないものがある。

第7 短期借入金の限度額

- 1 限度額 1,000百万円
- 2 想定される短期借入金の発生理由
 - ・ 運営費負担金、建設事業補助金の受入遅延等による資金不足への対応
 - ・ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費への対応

第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画

- ・ なし

第9 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- ・ なし

第10 剰余金の使途

- ・ 決算時に剰余を生じた場合は、病院施設の建替・整備又は医療機器の購入等に充てる。

第11 料金に関する事項

1 診療料金等

- ・ 法人の診療料金及びその他の諸料金（以下、「診療料金等」とする）は次に定める額とする。

- (1) 診療料金等の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令等により算定した額とする。
- (2) 前号の規定によらない診療料金等は、理事長が別に定める。
- (3) 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課せられる場合にあっては、前2号の料金について当該各号に規定する額に、消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、料金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 診療料金等の減免

- ・理事長が特別の事情があると認めたときは、診療料金等の全部又は一部を減免することができるものとする。

3 その他

- ・「第11 料金に関する事項」に定めるもののほか必要な事項は理事長が別に定める。

第12 地方独立行政法人茨城県西部医療機構の業務運営等に関する規則（平成30年筑西市規則第35号）に定める事項

1 施設及び設備に関する計画

（百万円）

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	142	筑西市長期借入金等

2 積立金の処分に関する計画

- ・なし